

2011年2月7日

郵便事業(株)東海支社  
支社長 西原 由哲 殿

郵政労働者ユニオン東海地方本部  
委員長 鈴木 尚朋

## 順立パートタイマーの雇止め予告に関する緊急申入書

東海支社内に勤務する順立パートタイマー(以下、順立ゆうメイト。)に対する3月末雇止め予告について、以下のとおり要求する。生活設計の破壊という家族を巻き込む事案の性格上可及的速やかに、文書で回答することを求める。

### 記

- 1 順立ゆうメイトの多くが、現在に至るまで5年～10年、さらには20年以上の長きに亘って、6か月ごとの労働契約を反復更新してきたことから、期間に定めのない雇用として扱うに値するものである。  
よって、本案件は解雇に関する法理の規制等が適用されると考える。支社の見解を説明されたい。
- 2 さきに、全期間雇用社員対象に周知ないし掲示された「業務量の減少等による要員配置の見直し」にともなう希望退職勧奨では、雇用調整を経て、雇止め予告になっている。本案件では、こうした解雇を回避するための努力がなされずに、即刻雇止め予告となっている。支社の見解を説明されたい。
- 3 本案件は、明らかに、はじめから整理解雇ありきのやり方で許しがたいものである。くわえて「整理解雇の4要件」である①整理解雇の必要性、②解雇回避努力、③整理解雇対象者の人選の合理性、④誠実な説明・協議の有無などを全く満たしていないことにより「解雇権の濫用」にあたる。  
よって、支社の責任において、順立ゆうメイトへの雇止め予告を取り消すように、各支店に指導されたい。

以上